

▲ 大 會

第四條 本同盟は、本同盟の置く

第五條 本同盟は、本同盟の置く

第六條 本同盟は、本同盟の置く

第七條 本同盟は、本同盟の置く

第八條 本同盟は、本同盟の置く

第九條 本同盟は、本同盟の置く

第十條 本同盟は、本同盟の置く

第十一條 本同盟は、本同盟の置く

編輯者 大阪支所
財團法人協同會大阪支所

中央委員會
中央執行委員會
常任執行委員會

第一節 大會

第五條 大會ハ本同盟ノ最高決議機關ニシテ毎年一回中央委員會之ヲ召集ス。

但シ中央委員會要求アリタル場合、亦ハ加盟組合ノ三分ノ一以上ノ要求アリタル場合ハ臨時大會ヲ開催スル事ヲ得

第六條 大會ハ執行委員長 一名
會 計 一名
中 央 委 員 若干名ヲ選出ス

第七條 大會ハ加盟組合代議員ヲ以テ構成ス
但シ代議員選出比率ハ中央執行委員會之ヲ定ム